

[別紙1]

鳥取県がん患者社会参加応援事業補助金の 事務手続きについて

1. 対象補助具のご購入

【補助対象経費】

- ①ウイッグ(かつら) ※全頭用かつらに限る
- ②補正下着等の胸部補正具

【補助回数】

- ①、②ごとに1人1回

2. 交付申請及び実績報告提出

(対象補助具を購入した日から3ヶ月後の日が属する月末まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

3. 交付決定及び交付額確定通知到着

(交付申請及び実績報告から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

◎補助金の支払い

交付決定及び交付額確定を行った日から30日以内に、指定の口座へお支払いします。

資料提出・問い合わせ先

- ・鳥取市保健所
〒680-0845 鳥取県鳥取市富安2-104-2 電話： 0857-22-5695
- ・中部総合事務所福祉保健局
〒682-0802 鳥取県倉吉市東巖城町2 電話： 0858-23-3146
- ・西部総合事務所福祉保健局
〒683-0802 鳥取県米子市東福原1丁目1-45 電話： 0859-31-9319